

# 国内募集型企画旅行条件書

※お申し込みの際は、必ずこの旅行条件をお読みください。 ※この書面は旅行業法第12条の4に定めるところの取引条件の説明書面および同法第12条

## 1.募集型企画旅行契約

- (1)この旅行は㈱シィービーツアーズ(以下「当社」といいます)が企画・募集 し実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企 画旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することになります
- (2)旅行契約の内容・条件は、募集広告、パンフレット、本旅行条件書、本旅行 出発前にお渡しする確定書面(最終旅行日程表)及び当社旅行業約款募集 型企画旅行契約の部によります。
- (3)当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供 する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」とい います)の提供を受けることができるように、手配し、旅程を管理するこ とを引き受けます。

#### 2.旅行のお申込みと旅行契約の成立

(1)①当社、②旅行業法で規定された「受託営業所」(以下①②を併せて「当社ら」 といいます)にて当社所定の旅行申込書(以下「旅行申込書」といいます)に 所定の事項を記入の上、下記のお申込金または旅行代金の全額を添えて お申込みいただきます。申込金は「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞ れ一部または全部として取扱います。また本項(3)に定めた旅行契約成立 前に、お客様がお申し込みを撒回されたときは、お預かりしている申込金 を全額払い戻します。

	旅行代金の額	申込金(おひとり)
j	30,000円未満	6,000円
	30,000円以上60,000円未満	12,000円
	60,000円以上100,000円未満	20,000円
	100,000円以上150,000円未満	30,000円

- 但し、特定期間・特定コースにつきましては、別途パンフレットに定める ところによります。またローンご利用の場合は異なります。
- ※ 上表内の「旅行代金」とは第6項(3)の「お支払い対象旅行代金」をいいます。 (2)当社らは、電話・郵便・ファクシミリその他の通信手段による旅行契約の 予約の申し込みを受け付けます。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、当社らが予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3 日以内に、当社らに申込書の提出と申込金の支払いを行っていただきま す。この期間内に申込金の支払いがなされないときは、当社らはお申し込 みはなかったものとして取り扱います。 (3)旅行契約は、当社らが契約の締結を承諾し、本項(1)の申込金を受領した
- ときに成立するものとします。
- 但し、通信契約による旅行契約の成立は、第20項の定めによります (4)旅行参加に際し特別な配慮を必要とする場合には予約お申し込み時にお 申し出下さい。当社は可能な範囲でこれに応じます。
- (5)本項(4)の申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要 する費用は、お客様の負担とします。
- (6)団体・グループ契約
- ①当社は、同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者がその責任ある代表 者(以下、「契約責任者」といいます)を定めて申し込んだ募集型企画旅行 契約の締結については、本項(6)の②~⑤の規程を適用します。
- ②当社は、特約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グル 構成する旅行者(以下、「構成員」といいます)の募集型企画旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体・グルー プに係る旅行業務に関する取引は、当該契約責任者との間で行います。 ③契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しな
- ければなりません。 ④当社は、契約責任者が構成員に対して現に負い、または将来負うことが
- 予測される債務または義務については、何らの責任を負うものではあ りません
- ⑤当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみ
- (7)お申し込みの段階で、満席、満室その他の理由で旅行契約の締結が直ちに できない場合は、当社らは、お客様の承諾を得て、お客様が「取消待ち」状 態でお待ちいただける期限を確認した上で、お客様を「ウエイティングの お客様」として登録し、お客様の申込みを受けられるよう努力することが あります。これを「ウエイティング登録」といいます。 この場合でも当社 らは申込金相当額を申し受けます。ただし、「当社らがお申し込みを承諾 できる旨を通知する前にお客様よりウエイティング登録の解除のお申出があった場合」又は「お待ちいただける期限までに結果としてお申し込み を承諾できなかった場合」は当社らは当該申込金相当額を払戻しいたし
- (8)本項(7)の場合で、ウエイティング登録にかかるコースの予約成立は、当 社らがお客様の申込みを承諾できる旨の通知を行ったときに成立するも
- (9)お預りした「申込金相当額」は予約成立となった場合「申込金」として取扱

## 3.申込条件

- (1)20歳未満の方は、親権者の同意書が必要です。また、旅行開始時点で15歳 未満の方は保護者の同行を条件とさせていただく場合があります
- (2)特定のお客様層を対象とした旅行あるいは特定の旅行目的を有する旅行 については、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致 しない場合は、お申し込みをお断りする場合があります。
- (3)慢性疾患をお持ちの方、現在健康を損なわれておられる方、妊娠中の方、 障害をお持ちの方、補助犬使用者の方などで特別な配慮を必要とするお 客様は、その旨を旅行のお申し込み時にお申し出ください。当社は可能が つ合理的範囲でこれに応じます。なお、この場合利用機関等の求めにより 医師の診断書を提出していただく場合かあります。又、現地事情や運送・ 宿泊機関等の状況などにより、旅行の安全かつ円滑な実施のために、同伴 者/介助者の同行などを条件とさせていただくか、お客様の同意の上、コー スの一部内容を変更させていただくか、又はご負担の少ない他の旅行を お勧めするか、あるいはご参加をお断りさせていただく場合があります。
- (4)お客様がご旅行中に疾病、障害その他の事由により、医師の診断又は加療 を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施 をはかるため必要な措置を取らせていただきます。これにかかる一切の 費用はお客様のご負担となります。
- (5)お客様のご都合による別行動は原則としてできません。但し、コースによ り別途条件でお受けすることがあります。
- (6)お客様のご都合により旅行の行程から離団される場合は、その旨および 復帰の有無、復帰の予定日時等の書面による連絡が必要です。
- (7)お客様が他のお客様に迷感を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げ るおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りすることがあ
- (8)お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業、又は 総会屋その他の反社会的勢力であると認められる場合は、ご参加をお断 りすることがあります。
- (9)お客様が当社らに対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関し

- で脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに進じる行為を行っ 参加をお断りすることがあります。
- (10)お客様が風説を流布し、偽計を用い若しくは威迫を用いて当社の信用を 毀損し若しくは当社らの業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を 行った場合は、ご参加をお断りすることがあります。
- (11)その他当社らの業務上の都合があるときには、お申込みをお断りする場 合があります

# 4.契約書面及び確定書面(最終旅行日程表)

- (1)当社らは第2項(3)に定める契約の成立後速やかに、お客様に旅行日程。 旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記 載した書面(以下「契約書面」といいます)をお渡しします。契約書面はパ
- ンフレット、本旅行条件書により構成されます。 (2)本項(1)の契約書面において旅行日程または重要な運送・宿泊機関の名称 が確定されない場合には、利用予定の宿泊機関及び表示上重要な運送機関の名称を限定して列挙した上で、契約書面のお渡し後、旅行開始日の前 日(旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降の お申し込みに関しては旅行開始日)までに、これらの確定状況を記載した 書面(以下「確定書面」といいます)をお渡しいたします。
- (3)第2項(3)に定める契約の成立後に手配状況の確認を希望する問い合わ せがあったときは、確定書面のお渡し前であっても当社らは手配状況に ついてご説明いたします。
- (4)当社が募集型企画旅行契約により手配し旅程を管理する義務を負う旅行 サービスの範囲は、本項(1)の契約書面に記載するところによります。た だし本項(2)の確定書面(最終旅行日程表)を交付した場合には、当該確定 書面に記載するところによります。

#### 5.旅行代金のお支払い期日

- )旅行代金は旅行開始日の前日から起算して、さかのぼって14日前に当た
- る日(以下「基準日」といいます)よりも前にお支払いいただきます。 (2)基準日以降にお申し込みされた場合は、申込時点または旅行開始日前の 指定期日までにお支払いいただきます。

#### 6.旅行代金の適用

- ---(1)参加されるお客様のうち、特に注釈のない場合、満12歳以上の方はおと な代金、満6歳以上(航空機利用コースは満3歳以上)12歳未満の方は、こ ども代金となります。
- (2)旅行代金はパンフレットに表示しています。出発日とご利用人数でご確 認ください。
- (3)「お支払い対象旅行代金」は、募集広告またはパンフレットに「旅行代金と して表示した金額」プラス「追加代金として表示した金額」マイナス「割引 代金として表示した金額」をいいます。この合計金額は、第2項(1)の「申 込金」、第12項(1)の「取消料」、第13項(1)の②の「違約料」、および第19項 の「変更補償金」の額を算出する際の基準となります。

#### 7.旅行代金に含まれるもの

- -----(1)旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金(コースにより等級が異なりま す。別途明示する場合を除き普通席となります)、宿泊費、食事料金、観光 料金(入場・拝観・ガイド等)及び消費税等諸税・サービス料、空港施設便用
- (2)添乗員が同行するコースでは、この他に添乗員経費、団体行動に必要な心 付けを含みます。
- (3)パンフレットに「旅行代金に含まれるもの」として明示したその他の費用。 上記(1)~(3)についてはお客様のご都合により、一部利用されなくても払 戻しはいたしません

# 8.旅行代金に含まれないもの

- 第7項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を例示します。
- (1)超過手荷物料金(規定の重量・容積・個数を超過する分について
- (2)クリーニング・電報電話等通信料金、追加飲食等個人的性質の諸費用及び それに伴う税・サービス料
- (3)旅行日程中の「自由行動」「自由見学」「別料金」「お客様負担」等と記載され
- る箇所・区間の入場料金・交通費 (4)お1人部屋を使用される場合の追加代金
- (5)希望者のみ参加されるオプショナルツアー(別途料金の小旅行)の料金
- (6)お客様自身の希望により生ずる日程に含まれないその他の追加料金(入 場料金、食事料金、交通費等)
- (7)ご自宅から発着地までの交通費・宿泊費

# 9.旅行契約内容の変更

当社は旅行契約の締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機 関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらな い運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由か生じた場合に おいて、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるためやむを得ないときは、お 客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び 当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他 の旅行契約の内容(以下「契約内容」といいます)を変更することがあります。 ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します

## 10.旅行代金の額の変更

- 当社は旅行契約成立後であっても、次の場合には旅行代金を変更いたし
- (1)利用する運輸機関の運賃・料金が、著しい経済情勢の変化等により、通常 想定される程度を大幅に超えて増額又は減額される場合、当社はその増 額又は減額される金額の範囲内で旅行代金の額を増額又は減額します。 但し、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算して
- さかのぼって15日目に当たる日より前にお客様にその旨を通知します。 (2)当社は本項(1)の定める適用運賃・料金の大幅な減額がなされるときは、
- 本項(1)の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。 (3)第9項により契約内容が変更され、旅行実施に要する費用が増加または 減少したときは、当該旅行サービスを行っているにもかかわらず、運送・ 宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変 更の場合を除き、当社はその変更差額の範囲内で旅行代金の額を変更す ることがあります。但し、当該契約内容の変更のためにその提供を受けな かった旅行サービスの提供に対して、取消料、違約料その他の既に支払い、 又はこれから支払わなければならない費用はお客様の負担とします。
- (4)当社は運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨をパンフレ ト等に記載した場合において、旅行契約の成立後に、当社の責に帰すべき 事由によらず当該利用人員が変更になったときは、パンフレット等に記 載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。

# 11.お客様の交替

-(1)お客様は、当社の承諾を得て旅行契約上の地位を別の方に譲渡すること ができます。この場合、当社所定の用紙に所定の事項を記入のうえ手数料 とともに当社らに提出していただきます。

- (既に航空券等を発行している場合には、別途再発券等に関わる費用を請
- (2)旅行契約上の地位の譲渡は当社の承諾があった時に効力が生ずるものと し、以後、旅行契約上の地位を譲り受けた方は、お客僚の当該旅行契約に 関する一切の権利及び義務を継承するものとします。なお、当社は交替を お断りする場合があります。

# 12.お客様による旅行契約の解除

#### (1)旅行開始前

①お客様は、いつでも以下の表で定める取消料をお支払いいただくこと により、旅行契約を解除することができます。なお、表でいう「旅行契 約の解除期日」とは、お客様が当社らのそれぞれの営業日・営業時間内 に解除する旨をお申し出いただいた時を基準とします。

衣 取消料	007		
旅行契約の解除期日	取消料(おひとり)		
旅行開始日の前日から起算して	右記日帰り旅行	日帰り旅行	
さかのぼって	以外	1 1777 V JN 17	
①21日前に当たる日以前の解除	無料	無料	
②20日前に当たる日以降の解除	### (P A D 000)	derror sized	
(③~⑦)を除く	旅行代金の 20%	無料	
③10日前に当たる日以降の解除	###### A 2000	旅行代金の 20%	
(④~⑦)を除く	か付けて金の 20%	M(1711(金の 20%	
④7日前に当たる日以降の解除	##### A 2000	旅行代金の 30%	
(⑤~⑦)を除く	か付けて金の 30%	M(1711(金の 30%	
⑤旅行開始日前日の解除	旅行代金の 40%	旅行代金の 40%	
⑥旅行開始日当日の解除⑦を除く	旅行代金の 50%	旅行代金の 50%	
⑦旅行開始後の解除	##### ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ##	旅行代金の100%	
または無連絡不参加	が111(金の100%	派171(金の100%	

## 【宿泊のみご予約になった場合】

予約を取り消された場合は、クーポン発行店で、旅行代金に対して、次 の率による取消料をいただき残額を払い戻します。払い戻しについては、 宿泊日から1ヶ月以内にお申し出ください。 宿泊当日、券面人員が減少した場合は、ご宿泊の施設にて証明をお受

けいただきます。この場合、お申し出ください

宿泊のみのご予約で同一宿泊施設連泊でご予約の場合、初日(第1日目) のみ取消料の対象となります。

#### 表)取消料(宿泊のみご予約になった場合)

	旅開始後の解除 または無断連絡不参加	当日	前日	2~3日前	4~5日前	6~7日前	8~20日前
1~14名	100%	50%	20	%	無料		
15~20名	100%	50%	20% 30%		無料		
21名以上	100%	50%				10%	

- 注1)特定期間・特定コース・宿泊施設についての取消料は、別途パンフレッ トに定めるところによります。
- 注2)本項(1)の①の「旅行代金」とは第6項(3)の「お支払対象旅行代金」を いいます。
- ②お客様のご都合で出発日、コース、宿泊施設等を変更される場合にも 旅行費用全額に対して本項(1)の①の取消料が適用されます
- ③お客様は次に掲げる場合において、取消料を支払うことなく旅行契約 を解除することができます。
- ア.第9項に基づき契約内容が変更されたとき、ただしその変更が第19 項の表左欄に掲げるもの、その他の重要なものであるときに限りま
- 「.第10項(1)の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき
- ウ.天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、 官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ 円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる可能性が極めて大き
- 工、当社らがお客様に対し、第4項に定める期日までに、確定書面(最終 旅行日程表)をお渡ししなかったとき。
- オ、当社の青に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従っ た旅行の実施が不可能となったとき。
- ④当社らは、本項(1)の①により旅行契約が解除されたときは、既にお支 払いいただいている旅行代金(又は申込金)から所定の取消料を差し引 いた残額を払い戻します。申込金のみで取消料がまかなえないときは、 その差額を申し受けます。またご参加のお客様からは1室利用人数の 変更に対する差額が発生する場合、その差額代金をそれぞれいただき
- ⑤当社らは本項(1)の③により旅行契約が解除されたときは、既にお支払 いいただいている旅行代金(又は申込金)の金額を払い戻します。

# (2)旅行開始後

- ①旅行開始後において、お客様のご都合により途中で旅行契約を解除又 は一時離脱された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻 しをいたしません。
- ②お客様の責に帰さない事由により最終旅行日程表に従った旅行サー ビスの提供が受けられない場合には、お客様は取消料を支払うことな く当該不可能となった旅行サービス提供に係わる部分の契約を解除 することが出来ます。この場合において、当社は、旅行代金のうちお客様が当該受領することができなくなった部分に係る金額から当該旅 行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、またはこれ から支払わなければならない費用に係る金額(当社の責に帰すべき事 由によるものではない場合に限ります)を差し引いたものをお客様に 払い戻します。

# 13.当社による旅行契約の解除

#### (1)旅行開始前

- ①当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由を説明して、旅行開始
- 前に旅行契約を解除することがあります。 ア.お客様が、当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他
- の参加旅行者の条件を満たしていないことが明らかになったとき。 イ.お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行 に耐えられないと認められるとき。
- ウ お客様が他のお客様に迷惑を及ばし、又は団体旅行の円滑な実施を 妨げるおそれがあると認められるとき。
- エ.お客様が、契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。 オ.お客様の人数がパンフレットに記載した最小催行人員に達しなか たとき。この場合、当社は旅行開始日の前日から起算してさかのぼっ て13日目(日帰り旅行にあっては3日前)にあたる日より前に旅行を
- 中止する旨をお客様に通知します。 カスキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があ

- らかじめ明示した旅行条件が成就しないとき、あるいはそのおそれ
- キ.天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公 署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合におい 契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施 が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき
- ②お客様が第5項に定める期日までに旅行代金を支払わなかったときは、 当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものと します。この場合において、お客様は当社に対して第12項(1)の①に定 める取消料に相当する額の違約料をお支払いいただきます。
- ③お客様が第3項(8)から(10)に該当することが判明したとき

#### (2)旅行開始後

- ①当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても旅行契約の 部を解除することがあります。
- ア.お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続 に耐えられないとき。
- イ.お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者 による当社の指示に従わないとき、またはこれらの者または同行す る他の旅行者に対する暴行または脅迫などにより団体行動の規律 を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
- ウ.天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止 官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合にお いて、旅行の継続が不可能となったとき。
- ②当社が本項(2)の①の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社 とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すな わち、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務に ついては、有効な弁済がなされたものとします。また、この場合におい て、当社は、旅行代金のうちお客様がいまだその提供を受けていない 旅行サービスに係わる部分に係る金額から、当該旅行サービスに対し て取消料、違約料その他の既に支払い、またはこれから支払わなけれ ぱならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。
- ③当社は、本項(2)①のア、ウの規定によって旅行開始後に旅行契約を解除したときは、お客様のご依頼に応じてお客様のご負担で出発地に戻 るために必要な旅行サービスの手配を引き受けます。 ④お客様が第3項(8)から(10)に該当することが判明したとき

#### 14.旅行代金の払い戻し

--当社は第10項の規定により旅行代金が減額された場合又は第12、13項の規 定により旅行契約が解除された場合において、お客様に払い戻すべき金額か 生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しは解除の翌日から起算して 7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払い戻しは契約書面に記載し た旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し当該金額を払い 戻します。

#### 15.旅程管理

- (1)当社はお客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保するため、お客様に対 し次に掲げる業務を行ないます。当社がお客様とこれと異なる特約を結 んだ場合にはこの限りではありません。
  - ①お客様が旅行中、旅行サービスを受けることが出来ないおそれがある と認められるときは、旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に 受けられるために必要な措置を講じます。但し、本項(6)の個人旅行フ ランを除きます。
  - ②前①の措置を講じたにもかかわらず、旅行内容の変更をせざるを得な い場合において、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当 初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めます
- (2)お客様は、旅行開始後旅行終了までの間において団体で行動していただ くときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従ってい ただきます。

#### 【添乗員同行プラン】

- (3)添乗員同行表示コースには、全行程に添乗員か同行し、本項(1)に掲げる 業務その他当該旅行に付随して当社が必要と認める業務の全部又は一部 を行ないます。添乗員の業務は原則として8時から20時までとします。 【現地係員案内プラン】
- (4)現地係員案内表示コースには、添乗員は同行いたしませんが、当社は現地 において当社が手配を代行させる者により、本項(1)に掲げる業務その他 当該旅行に付随して当社が必要と認める業務の全部又は一部を行なわせ、 その者の連絡先は最終旅行日程表等の確定書面に明示します。

## 【個人旅行プラン】

(5)個人旅行プランには添乗員は同行いたしません。お客様が旅行サービス の提供を受けるために必要なクーポン類をご出発前にお渡しいたします ので、旅行サービスの提供を受けるための手続きはお客様自身で行って いただきます。

# 16.当社の責任及び免責事項

- (1)当社は、旅行契約の履行に当たって、当社又は手配代行者が故意又は過失 によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。 ただし損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があっ たときに限ります。
- (2)例えば、お客様が次に掲げるような事由により損害をこうむられても、当 社は本項(1)の責任を負いかねます。ただし、当社又は当社の手配代行者 の故意又は過失が証明されたときは、この限りではありません。
  - ①天災地変、戦乱、暴勣又はこれらのために生ずる旅行日程の変更も くは旅行の中止
  - ②運送、宿泊機関等の事故もしくは火災により発生する損害
  - ③運送、宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅 行日程の変更もしくは旅行の中止
  - ④官公署の命令等によって生じる旅行日程の変更、旅行の中止 ⑤自由行動中の事故
  - ⑥食中毒
  - (7) 盗難
  - ⑧運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更など、又はこれら によって生ずる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮
- (3)当社は、手荷物について生じた本項(1)の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の翌日から起算して14日以内に当社に対して通知 かあったときに限り、お客様お1人につき15万円(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます)を限度として賠償します。

## 17.お客様の責任

- (1)お客様の故意又は過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が 当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を被ったときは、当社 はお客様から損害の賠償を申し受けます
- (2)お客様は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供され た情報を活用し、お客様の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容 について理解するよう努めなければなりません。
- (3)お客様は旅行開始後に、契約書面の記載された旅行サービスを円滑に受 領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識 したときは、旅行地において速やかにその旨を当社または当該旅行サ ビス提供者に申し出なければなりません。

#### 18.特別補償

- (1)当社は第16項の規定に基づく当社の責任が生ずるか否かを問わず、当社 旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)の特別補償規定により、お客様が 募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その生命、身 ★不工上四ボコダが中で、必然がショニニットでの事故により、てが生命、身体又は手荷物の上に被られた一定の損害について、死亡賠償金として1,500万円、入院見舞金として入院日数により2万円~20万円、通院見舞 金として通院日数により1万円~5万円を支払います。携行品にかかる損 害補償金は、旅行者1名につき15万円をもって限度とします。ただし補償対象品の一個または一対については、10万円を限度とします。
- (2)当社が第16項(1)の責任を負うことになったときは、この補償金は、当社が負うべき損害補償金の一部又は全部に充当します。
- (3)当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の料金を収受して実施される小旅行(オブショナルツアー)のうち、当社が主催するものについては、主たる旅行契約の一部として取り扱います。
  (4)但し、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行わり
- れない旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害につ いて補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、募集型企画旅行参 加中とはいたしません。
- (5)お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意による 法令違反、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動 中のスカイダイビング、山岳登はん、ボブスレー、リュージュ、ハングライ ダー搭乗などの他、これらに類する危険な運動中の事故によるものであ るときは、当社は本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。但し、当該 運動が募集型企画旅行日程に含まれているときはこの限りではありません。

- (1)当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更(次の①、②、③に掲げる 変更を除きます)が生じた場合は、旅行代金に同表右欄に記載する率を乗 じて得た額の変更補償金を、旅行終了日の翌日から起算して30日以内に お客様に支払います。ただし、当該変更について当社に第16項(1)の規定 に基づく責任が発生することが明らかである場合には、この限りではあ りません
  - ①次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いませ ん。(ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊 機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更 の場合は変更補償金を支払います)
  - ア.旅行日程に支障をもたらす悪天候を含む天災地変
  - イ.戦乱
  - ウ.暴動
  - エ.官公署の命令
  - オ.欠航、不通、休業等の運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止 カ.遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サー
  - キ.旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置
  - ②第12、13項での規定に基づいて旅行契約が解除されたときの当該解除 された部分に係わる変更
  - ③パンフレットに記載した旅行サ --ビスの提供を受ける順序が変更になっ た場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることが出来た 場合においては、当社は変更補償金を支払いません。
- (2)当計が支払うべき変更補償金の額は、お客様1名に対して1募集型企画旅 行につき、旅行代金に15%を乗じた額をもって限度とします。またお客 様1名に対して1募集型企画旅行につき支払うべき変更補償金の額が 1,000円未満であるときは、当社は、変更補償金を支払いません。
- (3)当社が、本項(1)の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更に ついて、当社に第16項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかに なった場合には、お客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返還しなければなりません。この場合、当社は、同項の規定に基づき当社が支払う べき損害賠償の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺した 残額とを支払います。
- (4)当社は、お客様が同意された場合、金銭による変更補償金の支払いに替え、 同等価値以上の物品・サービスの提供をすることがあります。

# (変更補價金の表)

*************************************	一件あたりの率(%)		
変更補償金の支払いが必要となる変更	旅行開始前	旅行開始後	
1 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了 日の変更	1.5	3.0	
2 契約書面に記載した入場する観光地又は観光 施設(レストランを含みます。)その他の旅行の 目的地の変更	1.0	2.0	
3 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備 のより低い料金のものへの変更(変更後の等級 及び設備の料金の合計額が契約書面に記載し た等級及び設備のそれを下回った場合に限り ます。)	1.0	2.0	
4 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社 名の変更	1.0	2.0	
5 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる 空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への 変更	1.0	2.0	
6 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称 の変更	1.0	2.0	
7 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、 設備又は景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0	
8 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0	

- 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様 に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開 始当日以降に旅行者に通知した場合をいいます
- 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と 読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の 記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、そ れぞれの変更につき1件として取り扱います。 注3:第3号又は第4号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を
- 伴うものである場合は、1泊につき1件として取り扱います。 注4:第4号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備が より高いものへの変更を伴う場合には適用しません。 注5:第4号又は第6号もしくは第7号に掲げる変更が1乗車船等又は1
- 泊の中で複数生じた場合であっても、1 乗車船等又は1泊につき1変 更として取り扱います。

注6:第8号に掲げる変更については、第1号から第7号までを適用せず、 第8号によります。

#### 20.通信契約により、旅行契約の締結をされるお客様との旅行条件

- 当社らは、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます。) - ド会員(以下「会員」といいます。)より所定の伝票への「会員の署名なく して旅行代金のお支払いを受けること」を条件に、「電話、郵便、ファクシミリ、 その他の通信手段」による旅行のお申込を受ける場合があります。(以下、「通 信契約1といいます。)
- 1.通信契約についても当社「旅行業約款募集型企画旅行契約の部」に準拠い
- たします。 2.本項でいう「カード利用日」とは、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代
- 金等の支払又は払戻債務を履行すべき日をいいます。 3.通信契約の申込みに際し、会員は、申込みをしようとする「募集型企画旅 行の名称」、「出発日」、「会員番号」、「カード有効期限」等を当社らにお申し 出いただきます。
- 4.通信契約による旅行契約は、当社らが申し込みを承諾する通知を発した 時に成立します。ただし、当社らが、e-mail等の電子承諾通知による方法 により通知する場合は、その通知がお客様に到達したときに成立するもの とします。
- 5.通信契約を締結しようとする場合にあって、会員の有するクレジットカ ドが無効である等により、旅行代金等に係わる債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないときは、旅行の契約締結の 拒否をさせていただく場合があります。
- 6.当社らは、提携会社のカードにより所定の伝票への会員の署名なくして契 約書面に記載する金額の旅行代金の支払いを受けます。この場合、カート
- 利用日は旅行契約成立日とします。 7.携帯情報端末(Iモード等)ならびにインターネット等のIT関連情報通信 技術を利用して旅行申し込みをお受けする場合は旅行日程、旅行サ の内容、その他旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面、契約書面又は確定書面の交付に代えて情報通信の技術を利用する方法によ り当該書面に記載すべき事項を提供したときは、会員の使用する通信機器 に備えられたファイルに記載事項が記録されたことを確認します。
- 8.会員の通信機器に本項(7)に係わる記載事項を記録するためのファイルが 備えられていないときは、当社の使用する通信機器に備えられたファイ ルに記載事項を記録し、会員が記載事項を閲覧したことを確認します。

## 21.個人情報の取扱について

- (1)当社らは、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報に ついて、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様が お申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービ スの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内で利 用させていただきます。
  - ※このほか、当社らでは、(1)当社ら及び当社らと提携する会社の商品やサ-ビス、キャンペーンのご案内。(2)旅行参加後のご意見やご感想の提供 のお願い。(3)アンケートのお願い。(4)特典サービスの提供。(5)統計資料
- の作成に、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。 (2)当社は、当社が保有するお客様の個人データのうち、氏名、住所、電話番号 又はメールアドレスなどのお客様へのご連絡にあたり必要となる最小限 の範囲のものについて、当社グループ会社との間で、共同して利用させて いただきます。当社グループ会社は、それぞれの会社の営業案内、催し物 内容等のご案内、ご購入いただいた商品の発送のために、これを利用させ ていただくことがあります。なお、当社グループ会社の名称及び各会社における個人情報取扱管理者の氏名については、当社のホームページ
- http://www.cb-tours.comをご参照ください。 (3)当社は旅行先でのお客様のお買い物等の便宜のため、当社の保有するお 客様の個人データを土産物店に提供することがあります。この場合、お客様の氏名及び搭乗される航空便名等に係る個人データを、あらかじめ電 子的方法等で送付することによって提供いたします。なお、これらの事業 者への個人データの提供の停止を希望される場合は、該当するパンフレッ トに記載する旅行申込窓口宛に出発の10日前までにお申し出ください。
- (注:10日前が土・日・祝日の場合はその前日までにお申し出下さい)

# 22.その他

- -(1)お客様が個人的な案内、買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴 う諸費用、お客様のけが、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の注意によ る荷物紛失、忘れ物の回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生
- じたときには、その費用をお客様にご負担いただきます。 (2)お客様のご便宜を図るため土産物店にご案内することがありますが、お 買い物に際しましては、お客様の責任で購入していただきます。 (3)旅館・ホテル等において、お客様が酒類・料理・その他のサービス等を追加
- された場合は、原則として消費税等の諸税が課せられますのでご了解く
- (4)現地旅行会社等が実施するオプショナルツアーは旅程保証の対象とはな りません。
- (5)旅行中に事故などが生じた場合は、直ちに最終旅行日程表等でお知らせ する連絡先にご通知下さい。当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等によ り保護を要する状態であると認めたときは、必要な措置を講じることが あります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるもの ではないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とさせていただ きます (6)ご集合時刻は厳守して下さい。集合時間に遅れ参加できない場合の責任
- は一切負いかねます。
- (7)事故、大雪をはじめとする道路事情その他やむを得ない事由により、万一 帰省が遅れ、タクシーの利用あるいは宿泊しなければならない事態か生 じても当社はその請求には応じられません。また目的地滞在時間の短縮 による補償にも応じられません。
- (8)当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- (9)手荷物の運送は当該運送機関が行ない、当社が運送機関に運送委託手続 きを代行するものです。

# 23.募集型企画旅行約款について

- ------この条件書に定めない事項については当社旅行業約款(募集型企画旅行契 約の部)によります。
- 当社の旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求下さい。当社旅行業約款は、当社ホームページ(http://www.cb-tours.com)からもご覧になれます。

## 24.ご旅行条件の基準

この旅行条件は、2014年7月1日を基準としています 旅行代金算出の基準日は、各パンフレットごとに記載しています。

#### 株式会社シィービーツアーズ

■旅行企画·実施/札幌市中央区大通東1丁目3番地 中央バス札幌ターミナル2F TEL(011)221-1122